

今後検討すべき事項

(1) 新所得連動返還型制度について

① 貸与総額の上限設定

現行制度においては、複数の大学や大学院等に在学した場合、それぞれの大学等で奨学金の貸与を受けることが可能であり、貸与総額が多額となることもあり得る。新所得連動返還型奨学金制度では所得に応じて返還月額が決まるため、所得が低い場合には返還総額が要返還額に大幅に満たないケースが生じる可能性がある。このため、奨学生一人当たりの貸与総額の上限設定について検討を行うことが必要である。

【検討事項】

- ・ 現行の貸与制限に係る制度及び貸与額・返還額を踏まえた上での上限設定の検討（資料 3 - 1）
- ・ 社会人の学び直しや通信制大学への進学に当たっての経済的支援の観点からの検討

② 貸与年齢の制限

大学等における学び直しの推進等により、今後、社会人学生が増加することが考えられる。新所得連動返還型奨学金制度では、返還期間が長期にわたる可能性があり、中高年で大学に入学し卒業した場合、返還能力があるうちに返還が終了しないケースが発生することが考えられる。このため、貸与年齢に制限を設けることについて検討を行うことが必要である。

【検討事項】

- ・ 現在の貸与者の年齢別人数及び諸外国の状況を踏まえた上での貸与年齢の制限の検討（資料 3 - 2）
- ・ 現行制度においては、貸与年齢の上限が制限されておらず、中高年で貸与を受けた場合に返還が終了しないケースが生じる可能性

③学生等への周知方法・内容

新所得連動返還型奨学金制度は新たな制度であることから、返還方法や猶予等の救済措置、デフレやインフレによる物価の変動に伴う返還負担の考え方などについて、学生等に周知を図ることが極めて重要である。早急に周知に努めるとともに、周知方法や内容については、今後引き続き検討及び検証されることが望ましい。

【検討事項】

- ・平成28年度の周知・広報計画についての報告（資料3-3）
- ・さらなる周知・広報施策の検討

④海外居住者の所得の把握・返還方法

マイナンバー制度では海外居住者の所得を把握することができないため、卒業後海外居住している返還者の所得の把握・返還方法について、どのように実施するのか検討を行うことが必要である。

【マイナンバー制度について】

- ・住民票を除いて海外に転出した人については、マイナンバーが付与されない
- ・マイナンバー取得後に海外へ転出した場合、マイナンバーの利用が出来なくなり、所得を把握することができない

【現在の海外居住者からの返還方法】

- ・海外に居住している場合、口座振替により奨学金の返還を行うため、日本学生支援機構が指定する日本国内の取扱金融機関で口座に加入し、振替ができるようにしておく必要
- ・ただし、日本国内の指定金融機関での口座に加入することがどうしても出来ない場合は、送金手数料を本人負担のうえ、日本学生支援機構指定の口座へ海外から送金することが可能

【検討事項】

- ・マイナンバーによる所得把握は不可能となるため、返還額の設定をどのように行うか検討

⑤有利子奨学金への導入に係る検討

新所得連動返還型奨学金制度は、無利子奨学金から先行的に導入することとしているが、有利子奨学金への導入についても、無利子奨学金における運用状況も見つつ、検討を行うことが必要である。

【検討事項】

- ・新所得連動返還型制度の有利子奨学金への導入に当たっての課題の整理

(関係資料：資料3-4～3-6)

- ・無利子及び有利子奨学金の貸与人員、返還者数及び予算規模
- ・有利子奨学金の財政構造
- ・年収による利子額のシミュレーション

⑥デフレ・インフレ等の経済情勢の変化に伴う詳細設計の見直し

新所得連動返還型奨学金制度における返還負担については、物価が重要な要因となる。今後、デフレやインフレ等の経済情勢の変化に伴い、名目所得のみならず実質所得を考慮に入れた上で、制度の安定性・公平性について随時見直しを行っていくことが必要である。

【検討事項】

- ・デフレ・インフレが実質的な返還額にもたらす影響を踏まえた上での検討課題の整理

⑦既に返還を開始している者等への適用

新制度は平成29年度新規貸与者から適用することとしているが、既に返還を開始している者や現在貸与を受けている者に適用するかどうかについても検討が求められる。

【検討課題】

- ・返還猶予制度や減額返還制度による救済措置との関係の整理（資料3-7）
- ・適用する場合の範囲・対象者
- ・返還金が減少することに伴う財源の確保（資料3-8）
- ・返還方法の変更に伴う契約変更手続等の事務コストの増加
- ・現在返還中の返還者からのマイナンバーの取得方法